

農地法の許可申請受付〆切日は毎月 10 日です。

潮来農委だより

第 68 号

発行者 潮来市農業委員会

編集者 広報委員会

TEL 63-1111

内線 271・272



田植え体験・交流会 潮来小児童が田植えを体験

5月22日（日曜日）、堀之内地内の水田で、潮来市大規模稲作研究会が、潮来産コシヒカリ「潮来あやめちゃん」を取り扱う東京都内・県内の米穀店、消費者の皆さん、潮来市の交流都市の荒川区の関係者を招待し、潮来小児童、生産者の皆さんらと一緒に田植え体験等を行う「田植え体験・交流会」が行われました。

主な内容

- ◇新しい農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介……………P 2・3
- ◇平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画、議案審査状況……………P 4
- ◇農地中間管理事業の仕組み……………P 5
- ◇農地利用状況調査実施のお知らせ……………P 5
- ◇農業者年金のお知らせ、なくそう農地の無断転用……………P 6
- ◇農業改良普及センターからのお知らせ、全国農業新聞購読のお知らせ……………P 7
- ◇農業委員会活動報告（前期分）、潮来小児童のイモ苗植え体験 ……P 8

新しい農業委員と新設の農地利用最適化推進委員を 紹介します

農業委員会法の改正・任期満了に伴い、新たな農業委員 12 名が 4 月 1 日、市長から任命を受けました。また、法改正により農地等の利用の最適化（担い手農家への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農等）を推進するため新たに設置される農地利用最適化推進委員 6 名が農業委員会から 5 月 1 日付で委嘱され、農業委員と農地利用最適化推進委員による新たな農業委員会体制がスタートしました。（任期は農業委員・推進委員とも平成 31 年 3 月 31 日まで）

□農業委員□ ①住所 ②担当地区 ③所属部会・役職等 ④期数（議席番号順）

 3. 鵜田 美喜男 ①上戸1413 ②芝宿・台上戸・横須賀西・東 ③農政副部長 広報委員会 ④1 期	 2. 高品 二美代 ①潮来3777-8 ②十番・十四番 ③農政部会 広報副委員長 ④1 期	 1. 黒須 一夫 ①小泉南1351-2 ②須賀・曲松・小泉・西・東 ③農地部会 運営副委員長 ④1 期
 6. 宮本 三千男 ①潮来3731-48 ②潮来（西丁～七軒丁）大洲、大塚野、日の出 ③農地副部長、広報委員会 ④1 期	 5. 方波見 譲 ①牛堀60-1 ②牛堀 ③農政部会 広報委員会 ④1 期	 4. 宮本 孝一 ①新宮80-1 ②新宮・古高・洲崎・下田 ③農政部会 運営委員会 ④1 期
 9. 吉川 吉之助 ①永山1092-1 ②永山西・東 ③農地部会長 運営委員会 ④3 期	 8. 仲田 孝 ①島須578 ②島須（宿・古宿・赤須） ③農政部会長 運営委員会 ④3 期	 7. 高橋 慶治 ①辻247-1 ②津知（新町・後明・将監・江寺・貝塚・築地） ③農地部会 広報委員長 ④2 期
 12. 堀井 満 ①堀之内1305 ②堀之内・茂木・清水 ③会長 ④1 期	 11. 草野 登美雄 ①宮前二-32-1 ②宮前・徳島・福島・米島・前川 ③会長職務代理者 ④7 期	 10. 小沼 徂伸 ①水原387 ②水原1～3区 釜谷・大生・大賀 ③農地部会 運営委員長 ④4 期

□農地利用最適化推進委員□ ①住所 ②担当地区 ③期数 (順不同)

 3. 関沢 勝衛 ①延方東1798-2 ②延方地区 ③1期	 2. 石井 一夫 ①辻251-1 ②津知地区 ③1期	 1. 柄津 幸男 ①潮来704 ②潮来地区 ③1期
 6. 高柳 好男 ①島須3081-51 ②八代地区 ③1期	 5. 薄井 登三男 ①永山910 ②香澄地区 ③1期	 4. 原 正章 ①大賀364 ②大生原地区 ③1期

平成28年3月31日、任期満了により次の皆さんが退任されました。長い間大変ご苦労さまでした。

(敬称略)

大川 茂衛
高田 秀子
額賀 勝男
小澤 新
鴛田 学

齋藤 隆夫
橋本きくい
箕輪 良夫
大崎 侯
大久保高明

森内 泰男
大川 尚昱
榊原 昭男
森内 和夫
久保庭武彦
辻 慶壽

ごあいさつ

潮来市農業委員会

会長 堀 井 満

盛夏の候、農家の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、農業委員会の活動に対しまして、多大なるご支援・ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

去る、4月1日に開催されました任命後の臨時総会におきまして、委員各位の推挙を頂き会長に就任いたしました。一期目ということで不安もありますが、皆様のご指導を頂きながら、職務に精励していく所存でありますのでよろしくお願いいたします。

さて、改正農業委員会法が、4月1日に施行され、これに基づき、農業委員会に委員の他に農地利用最適化推進委員が新設され、また、これまで任意業務でありました農地等の利用の最適化（農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消・発生防止等）の推進が必須業務になるなど農業委員会の組織・制度の改正がありました。

このような中で、本市の農業は、水稻を主体とした経営が中心であり、米価の低迷により、再生産が困難になりつつあります。また、担い手農家の高齢化、遊休農地の増加、若い担い手農家の育成、確保等諸々の課題が山積しています。

このため、農業委員会としては、本市の農業振興を図るため、委員、最適化推進委員と連携を取りながら、優良農地の確保に努め、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進等の農地等の利用の最適化等の現場活動に力を入れて取り組んでいきたいと思ひます。

つきましては、農家の皆様の更なる、ご支援・ご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、下記の計画が決定されました。

1. 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (28年4月1日現在)	管内の農地面積 (A)	これまでの集積面積	集積率
	2, 2 1 1 ha	4 0 2 ha	18.18%
目 標	集積面積 4 3 2 ha (うち新規集積面積 3 0 h a)		

2. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

新規参入の状況	27 年度新規参入者数	27 年度新規参入者が取得した農地面積
	0 経営体	0 h a
目 標	1 経営体	0. 5 h a

3. 遊休農地に関する措置

現 状 (28年4月1日現在)	管内農地面積	遊休農地積面積	割 合
	2, 2 1 1 ha	2 7. 5 h a	1. 2 4 %
目 標	遊休農地の解消面積 1. 0 ha		

4. 違反転用への適正な対応

現 状	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)
	2, 2 1 1 ha	0. 3 ha
目 標	違反転用の解消面積 0. 3 ha	

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締 切 日 毎月 10 日

農地農政相談日 随 時

現地調査日 毎月 18 日

総 会 日 毎月 25 日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

議案審査の状況を公表します。

期間：平成28年 1 月～平成28年 6 月

農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
農地法第3条 (農地のままでの権利の移転)	5件		5件	7件	10件	2件
農地法第4条(自己転用)		1件				1件
農地法第5条 (権利の移転を伴う転用)				3件		
利用権の設定 (農業経営基盤強化促進法による)	12件	19件	39件	8件	2件	8件
農地の現況確認証明	1件	1件		2件		2件
その他	2件	1件	5件	3件	1件	2件

農地中間管理事業を活用して

皆さんの農地を活かしましょう

農地中間管理事業のしくみ

農地を貸したいという農家（出し手）から、担い手農家（受け手）へ
農地利用の集積と集約化を支援していく事業です。

貸付希望者
（出し手）



- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

借受

農地中間管理事業 （茨城県農林振興公社）

- 農地の借り受け
- 借り手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付
- 貸し付けるまでの間、農地の管理
- 簡易な条件整備（場合により）

貸付

借受希望者
（受け手）



- 規模拡大
- 新規参入

出し手のメリット

- ※公的機関なので、安心していつでも貸せる
- ※貸したい時に自分で探さなくてもOK
- ※後継者がいない時でも耕作放棄地にならずに周辺農地にも迷惑をかけません
- ※農地中間管理機構より協力金が支払われる場合があります

受け手のメリット

- ※規模拡大したい時に自分で探さなくてもOK
- ※集積してもらえるので作業が効率的
- ※新規就農・新規参入する際に利用しやすい農地が借りられます

機構で借り受ける農地

- 農業振興地域内にある農地等であること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認できること
- その他、農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること

くわしくは、産業観光課農政グループ（63-1111）までご相談ください

農地利用状況調査（農地パトロール）にご協力ください

農地法の改正により、農業委員会は毎年1回、地区内にある農地の利用状況について調査を行うことになりました。（農地利用状況調査の実施が義務付けられました。）

本委員会では、平成28年度においても、9月～10月にかけて、農地の利用状況調査（農地パトロール）を計画しています。調査の際には、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員等が、農地に立ち入ることがありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果、遊休農地を把握したときは、

所有者等に対し「利用意向調査」を実施して、利用可能な農地につきましては、農地中間管理事業等を活用して担い手農家へ集積し、農地の有効利用を促進していくことになります。

※ また、遊休農地につきましては、雑草が繁茂し、交通の妨害、ゴミの不法投棄、病害虫の発生等、近隣農地や住民の方に大変な迷惑がかかりますので、所有者の方は、草刈等の適正な管理をお願いいたします。

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

メリット いっぱい！ 農業者年金 に加入しませんか



◎誰が加入できるの？

- ①国民年金第 1 号被保険者で
- ②年間60日以上農業に従事し
- ③60歳未満の方ならどなたでも加入できます

◎メリットは？

【メリット① 少子高齢化に強い年金です！】

自分が積み立てた保険料とその運用益によって将来受け取る年金額が決まります。加入者・受給者数に影響されにくい安定した年金制度です。

【メリット② 80歳までの保証付き終身年金です！】

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

【メリット③ 公的年金ならではの税制面での優遇措置！】

支払った保険料は全額（最高80万4000円）社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります（支払った保険料の15～30%程度）

【メリット④ 保険料の助成制度あり！※加入要件あり】

- ◎60歳までに20年以上保険料が納付できる人（35歳以上で加入した場合は最長で10年間の助成）
- ◎控除後の所得が900万円以下の人
- ◎青色申告をしている認定農業者、またはその配偶者・後継者で家族経営協定を締結して経営に参画している人

この3つの条件を満たす方は、最大50%の保険料助成が受けられます。

その他にも農業年金ならではのポイントがたくさん！

- ★保険料は2万円～6万7000円までで自由に設定でき、随時変更可能！
- ★毎年6月末日までに、納付状況や年金の運用状況などをお知らせします！
- ★安全・効率的な運用を行っています！

老後の備えは



◆お問い合わせは◆

農業委員会事務局まで
☎ 63-1111 (内線271・272)

なくそう農地の無断転用

～農地法に基づく手続き～

農地転用ってなに？

農地転用は、農地に住宅の建築を行ったり、駐車場や資材置場などにしたりと、農地を耕作以外の用途に変更することをいいます。

農地転用は許可が必要？

農地転用をするには農地法第四条又は農地法第五条の許可が必要です。一時的に農地を駐車場などに転用する場合も許可が必要です。ただし、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出を行えば許可の手続きは要しないことになっています。

農地法第四条と第五条の違いは？

農地法第四条は農地の所有者自らが農地転用を行う場合で、農地法第五条は農地の所有者から農地を買ったり、借りたりして農地転用を行う場合に必要な許可です。

農地改良ってなに？

農地改良とは、田を畑に転換したり、低地で水はけの悪い畑等に土を入れ利用度を高め、農業経営の合理化と有効利用を図るものを言います。

農地改良の手続き

農業委員会の協議が必要です。場合によっては一時転用扱いとなります。事前にご相談ください。

農地改良は自らの意思で行いましょう

工事中や工事後のトラブルは土地所有者である「あなた」

が解決しなければなりません。

業者まかせにせず、使用する土が良質かどうか、工事が計画書のとおり施工されているか等必ず確認しましょう。

農地改良後について

農地改良後に農作物の作付けがされず、雑草が繁茂している農地が見受けられます。

※農地改良後は作付けを行い、有効に利用してください。

どんな農地が対象？

すべての農地が対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。

また、地目が農地以外でも、耕作の用に供されている（肥培管理されている）土地は農地とみなされます。

農地を無断で転用したら？

農地を無許可で転用した場合には、所有権移転などの権利や設定の効力が生じません。登記もできません。さらに、農地法に違反する転用となり、原状回復命令を受けたり、罰則が課せられることもあります。

転用をお考えの方は、事前にご相談のうえ、手続きを行うようにしましょう。

【お問合せ先】

潮来市農業委員会 ☎ 0299-63-1111 (内線 271・272)

農業改良普及センターからのお知らせ

「水稻の後期管理、乾燥調製のお話」

近年高温多照の気候が続いており、本年もイネの品質・収量低下が懸念される気候状況です。品質・収量を向上させるために、以下の点に注意しましょう。

1. 出穂後の「間断かん水」管理

「間断かん水」とは、入水と自然落水を繰り返す管理方法で、根に空気と水を与え、根の活力を成熟期まで維持させることで、登熟歩合の向上が期待できます。

「あきたこまち」などの早生品種は

出穂後25日まで、「コシヒカリ」などの中生品種は出穂後30日まで、「間断かん水」を行いましょう。

2. 適期 収穫

収穫適期は、青味率（緑色を帯びた籾の割合）が10%（写真1）から5%の間です。収穫適期は「あきたこまち」が出穂後35日、「コシヒカリ」で40日が目安です。早刈りは「青味籾」による品質低下、収量低下につながり、刈り遅れは、「胴割れ」「ひび割れ粒」が発生し、品質が低下します。

3. 適切な乾燥調製作業

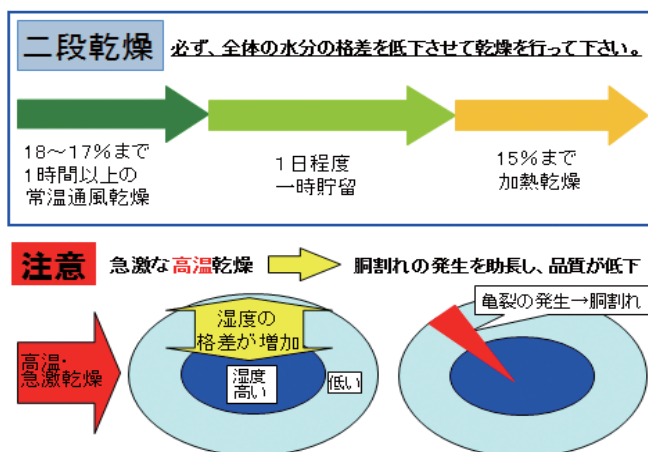
高品質なコメを出荷するため、適切な調製作業を心掛けましょう。

○乾燥

目標玄米水分は、15%を目標とします。

一般に、乾燥機停止後の玄米水分は、余熱によりさらに乾燥が進み、水分が低下します。しかし、収穫適期より早く収穫し、青味籾が多い場合

図1 乾燥調製の注意点



は、水分が戻る傾向がありますので、二段乾燥を行ってください（図1）。急激な高温乾燥は胴割れの発生を助長し、品質が低下します。40℃以下の低温でゆっくり乾燥しましょう。

○1.85mm以上の網目での調整

粒張り不足は茨城米の弱点です。1.85mm以上の網目を使用しましょう。また、未熟粒やカメムシ被害粒は、粒が小さいので、大きい網目を使用することにより、その多くを除去することが可能です。

農業改良普及センター

☎72-0256

◆ 全国農業新聞 ◆

全国農業新聞は、農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめられています。

全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や、地域独自のイベント情報などの提供も行っています。

農業情報が満載「全国農業新聞」で、一步進んだ農業経営と豊かな家庭を！

発行日 / 月4回金曜日 購読料 / 月700円

お申し込みは、農業委員会へどうぞ（☎63-1111、内線271・272）

農業委員会活動報告（前分）

1月9日	新春賀詞交歓会	18日	農地部会	23日	農業委員会会長・局長会議（大洗町）（23日・24日）	18日	推進委員会・農政部会・農地部会
20日	県農業会議常任会議員会議（水戸市）	25日	1月定例総会	26日	潮来市認定農業者連絡協議会総会	25日	5月定例総会
2月8日	鹿行地区農業委員会及び関係機関による農政会議（潮来市）	5日	行方地域農業改革フォーラム（レイクエコー）	28日	水郷潮来あやめまつり大会開会式	25日	潮来市認定農業者連絡協議会総会
18日	農政部会・農地部会	22日	農作業標準賃金協議会	6月3日	耕作放棄地解消作業（いも苗植え体験学習）潮来小学校児童	26日	全国農業委員会会長大会（東京都）
25日	2月定例総会	9日	牛堀地区農用地集積推進委員会視察研修会（福島県）（9日・10日）	17日	推進委員会・農政部会	27日	6月定例総会
3月2日	農地を活かし担い手を応援する運動推進大会（小美玉市）	16日	県農業会議定例総会・県農政活動推進本部代議員総会（水戸市）	20日	行方地域農業改良推進協議会通常総会（行方市）	7月1日	茨城県農業会議定例総会
18日	農政部会・農地部会	25日	3月定例総会	5日	常陸川水流調整対策協議会総会	5日	常陸川水流調整対策協議会総会
4月1日	農業委員任命式・臨時総会	15日	農業委員会行方地域協議会定期総会（潮来市）	7日	農業委員会行方地域協議会研修会（宮城県）（7日・8日）	13日	行方地域農業振興協議会定期総会
18日	農地部会・農政部会	25日	4月定例総会	19日	霞ヶ浦北浦治水利水環境促進同盟会通常総会（行方市）	15日	推進委員会・農政部会
5月9日	農地利用最適化推進委員委嘱状交付式			25日	7月定例総会		

今年も潮来小1・2年生がイモ苗植えを体験

— 耕作放棄地解消事業 —

6月3日、今年も潮来小学校の1・2年生約70人が、大生地内の再生畑でサツマイモの苗植えを体験しました。

農業委員会が耕作放棄地解消事業の一環として20アールの畑を再生して4年目。児童の体験学習も毎年行われ、秋にはイモ掘り体験も予定しています。



編集後記

読者の皆様今日は。農業とは全く無関係な医療業界で四十年近く生きてまいりました私が今現在農業委員という立場に居り、又この様な文章を書いているのが妙に不思議でもあり新鮮でもあります。

さて、現在の農業委員会と高齢化著しい現役の農家の方々、及び新しい制度下における最適化推進委員の方々との、どの様な関わり方を持ち、昨今の農業諸問題に対する対応の仕方、考え方の基本、農業委員会の持つ基本的な理念等、学ぶ事が非常に多義に渡り大変でも有り又、全く異質な業界（私にとって）に接する事の未知との遭遇とでも言いましょうか、楽しい面も多く、今後、たくさんの方の農業全般に関わる人々との新しい出会いを心待ちにしている日々であります。

日本の農民の持つ勤勉さ、誠実さ、忍耐力の素晴らしさが必ず未来への扉を開くと信じ、期待しております。

ありがとうございます。

◆広報委員会◆

委員長 高橋 慶治
副委員長 高品 二美代
委員 方波見 謙
〃 鶴田 美喜男
〃 宮本 三千男

人事異動のお知らせ

平成二十八年四月一日付

（旧）

係長

山田 修（新任…生涯学習課）

（新）

係長

遠矢 博明（旧任…環境課）